



Title	W. E. Grigsbyの学識と教育活動：日本最初の「ローマ法」講義担当者をめぐって
Author(s)	林, 智良
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 193-216
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67959
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

W. E. Grigsby の学識と教育活動

——日本最初の「ローマ法」講義担当者をめぐつて——

林 智 良

はじめに

- 一 グリグズビーの学識形成——グラスゴー大学での履修科目を中心にして
- 二 グリグズビーの教育活動——東京開成学校での「ローマ法」講義と試験問題
- 三 グリグズビーの日本理解——「家康の遺訓」講演を中心に
エピローグ——離日後のグリグズビー

はじめに⁽¹⁾

我が国におけるローマ法教育の嚆矢を東京開成学校（現在の東京大学）におけるイギリス人法学教授 William Ebenezer Grigsby（以下、グリグズビーと表記⁽²⁾）のローマ法講義に帰することは学界の共通了解と考えられる。すでに一九三四年の回顧において、矢田和夫は「我がローマ法教育の先達は、グリッグズビー（William E. Grigsby）と謂ふても差支へはないと思ふ。」と位置づけている。⁽³⁾原田慶吉も一九四二年の記述において、原史料に基づく本格的研究が日本で開始される前の啓蒙的なローマ法の講義と位置づけつつも、明治初年における泰西法律文化輸入

にあたってローマ法が有した意義と同時に外国人教師の先駆的貢献を認め、我国ローマ法教育の恩人として第一にグリグズビーの名前を挙げている⁽⁴⁾。⁽⁵⁾筆者もこれらの考えに従うものである。

ただ、その重要性を称揚されつつも、グリグズビーの学識や知的背景、その日本での教育活動や離日後の軌跡などに多くの先行研究を見いだすことはできない。日本近代についての門外漢である筆者が彼について記することは冒険ではあるが、一八七四年の講義よりもなく一四〇年を迎える今日において、そのあり方を振り返ることは、日本でのローマ法研究・教育を改めて考える上で一定の意義があると信じる。本稿ではグリグズビーの軌跡と貢献のうちで、グラスゴー大学での学修記録および日本での教育活動記録、講演記録⁽⁶⁾に限定してその一端を検討してみたい。

— グリグズビーの学識形成——グラスゴー大学での履修科目を中心にして

グリグズビーは、独立派教会牧師であり、イングランド・エセックス在住の David Grigsby の次男として一八四七年四月三日に生まれる⁽⁸⁾。長じてグラスゴー大学 (University of Glasgow) にて学び、学芸課程を修了し、その証として Master of Arts の称号を取得して後、オックスフォード大学ベリオール・コレッジ (Balliol College, University of Oxford) にて法学士号 (B. C. L.) を取得する。一八七三年優等学生に与えられる奨学金を手にする⁽⁹⁾。一八七三年一月一日にはインナー・テンプル (Inner Temple) 法曹院の学生となり、一八七四年に第一級学生の資格 (1st class studentship)⁽¹⁰⁾を手にする。日本国在英國公使を通じて東京開成学校教授としての招聘がされたのは、この年であった⁽¹¹⁾。法廷弁護士修習途上の申し出であったが、彼はこれを受けて来日する。

時間はさかのぼることになるが、彼が一八六四年から一八六九年にかけて教養学芸を修めたグラスゴー大学には毎年の各学生の履修登録状況を記載印刷した要覧が残されており、公文書館利用サービス（University of Glasgow Archive Services）を通じて閲覧が可能である。筆者はこれを訪問してグリグズビーの履修登録状況を別表記載の通り確認した⁽¹²⁾。もっぱらギリシャ語・ラテン語の西洋古典語を学び、それに倫理学や論理学の古典的基礎学芸を学んでいるが、それに加えてヘブライ語や神学の履修がされているのは、当時聖職者への道をあらかじめ考えていたためかも知れない。しかし、彼はその後オックスフォード大学ベリオール・コレッジで法学を学び法曹への道を歩むこととなつた⁽¹³⁾。

二 グリグズビーの教育活動——東京開成学校での「ローマ法」講義と試験問題

グリグズビーは一八七四年五月六日本に到着し勤務を開始する⁽¹⁴⁾。月額日本金貨四〇〇圓という破格の俸給を受けてつ有期雇用という、当時のお雇い外国人に共通する待遇であつたかと考える⁽¹⁵⁾。

彼はアメリカ人アリン H. N. Allin と並ぶ二人の外国人法学部教授の一人として東京開成学校での講義をはじめ⁽¹⁶⁾る。ただし、例えば一八七六年版の英文年報の記述をもとに実際の試験問題出題者名から判断すると、「衡平法（Equity）」「代理（Agency）」「組合契約（Partnership）」「國際法（International Law）」「刑事法（Criminal Law）」「不動産・動産財産法（Law of Real and Personal Property）」などほんどの法学関連科目は彼一人が講義・出題したようである。初年度の受講生は九名。各藩から推薦されて集つた俊英対象の教育とはいえ、法曹修習の途上で赴任した二七歳の青年に多数の科目を担当することは相当大きな任務であったかと考える⁽¹⁸⁾。『東京開成学校第二年報 明治七年』には、法学第一年本科下級科目の一つとして「拉丁語（ラテン語）」が、法学第二年本科

中級科目及び法学第三年本科上級科目として「ローマ法律（ローマン、ロー）」の記載が見える。⁽¹⁹⁾また、一八七六年版の英文年報には同年実施のローマ法の試験問題全八問が掲載されており、その教育内容を知る手がかりとなると考えるので、これを挙げる。⁽²⁰⁾

（問一） “Fidei-commissa（信託遺贈）”の意味は何か。これはイギリス法に於いてどのような制度に類似しているか。

（問二） 次の語句を翻訳し説明せよ。（一）「遺贈は、遺言能力を有する者たちに対してのみ可能である（原文ラテン語 以下本問内同じ）。」（二）「誤った表示によつて遺贈は効力を失わない。」（三）「他方で、ファルキディウス法の定める割合まで減ぜられる相続財産の量は〔遺贈者の〕死^亡時を基準に計られる。」

（問三） 不能条件の意味は何か。その効果は（一）遺贈において、（二）債務関係において、それぞれどのようなものか。

（問四） 母親が自らの子供たちの財産を相続することが許される程度を、漸次的な段階を追つて説明せよ。

（問五） 「言葉による（verbis）」契約とは何か。イギリス法においてそれはどのような契約に相当するか。

（問六） 売買契約の主要な付隨義務を述べよ。

（問七） 契約類似の原因から生じた（Quasi ex contractu）債務を列举し、この用語の意味を示せ。

（問八） 「法務官は相続人を作らない（原文ラテン語）」という語句を説明し註釈を加えよ。

出題範囲は相続と債務関係に集中しているようであり、ユースティニアヌス帝（以下、ユ帝と略記）『法学

提要】 第二・三巻の語句そのもの、あるいは若干修正した語句の意味説明が問われているようである。この内容を見ると、少なくともユ帝『法学提要』における関連範囲の内容は充分に理解していないと答えられない、相当高度な問題と筆者は考える。⁽²¹⁾ また、仮に英訳を介在させ、キー・フレーズは講義で明らかになつていても、ラテン語法文の英訳能力を求める試験であつた。さらに、他にも多数の法学関連科目を課される中での「ローマ法」の試験実施であり、受講生が俊英中の俊英とはいえ、貢進生として上京するまで専ら士分の少年として教育を受けていた学生たちにとって試練であつたと思う。⁽²²⁾ 西欧系の法知識を有する法曹を育成するために、あえて選択科目として「ローマ法」を開講し、更に近代のローマ法体系書ではなくユ帝『法学提要』という法文に直接基づいた講義を彼が行つたことは、その後の近代日本法学の指向性を定める貴重な播種であった。

また「ローマ法」科目自体ではないが、グリグズビーは一八七五年六月実施の「法論 (general jurisprudence)」科目試験において「社会の進歩は身分から契約へ (from status to contract)」といふ言明は何を意味するか。」といいう出題をしており、穂積陳重の法律進化論及びメーン法理論受容へのグリグズビーの影響を示唆するものとして注目されている。⁽²³⁾

「ローマ法」の教育・試験が年報への記載に留まらず、実際に施されていたことは、穂積陳重が渡英留学する際にグリグズビーが記した一八七六年八月一七日付の推薦状に穂積がラテン語の相当な基礎知識を有する旨を記し、同じく一八七六年八月一九日付の推薦状に穂積陳重が「ローマ法——ユースティニアヌス帝『提要』第一一三卷を履修」とあることからもうかがえる。⁽²⁴⁾

三 グリグズビーの日本理解——「家康の遺訓」講演を中心に

本章では、グリグズビーの日本滞在中に残されたおそらく唯一の論考としての、"The Legacy of Ieyasu (家康の遺訓)"(以下、論考については「遺訓」と略記し、史料については「家康の遺訓」と略記する)を紹介検討する。「遺訓」は一八七五年六月三〇日に江戸の「日本アジア協会 (Asiatic Society of Japan)」で行った講義の記録である旨の特記がある。⁽²⁶⁾ グリグズビー来日から一年を経ない時点での講義であり、おそらく日本語史料を使いこなすに至らない状況でなされたものと思われる。「遺訓」は分量的に八頁の短いものであり、史料をもっぱら英訳に頼り、出典の註記も見られないものであり、また武将に帰せられる出自をそのまま真正のものとして無批判に議論するなどしているため、現在の視点からその学術著作としての限界を指摘することはたやすい。しかし、本稿ではグリグズビーの持っていた視点と思考法を探求する立場からこれを検討したい。まずは以下にその概要を紹介するが、「遺訓」は全体で導入部及び三部から構成されている。

導入部では権現様として神格化された徳川家康(以下、家康と略記)に帰せられる「家康の遺訓」を検討対象とする旨を述べる。そして、いわゆる「家康の遺訓」の真正性について疑義が示されていることに言及しつつも、やはりこれが家康の方針を体現するものであり、歴史的価値を有するものとしてこれを検討する旨を註記する。⁽²⁷⁾ そしてここで議論において「他国の法や慣習からの例証を示しつつ『家康の遺訓』への検討をおこなうことが、比較法の観点から日本の位置づけを定める一助となる」旨宣言する。また、「家康の遺訓」が幕藩期の諸法典と比較しても諸外国の法典との混交をもつともこうむつていな法典であると評価し、その純粹性ゆえに、数年前に終焉を迎えた江戸期において妥当した体制の指導原理を含むものとする。また、一方で日本の諸制度は事実中国に負って

いるところが多いものの「家康の遺訓」はそれら諸制度に日本独自の痕跡を与えていたと評する。そのうえで、以下の三部からなる議論では、（第一部）「家康の遺訓」の背景としてこの論考で提示される社会の状況、（第二部）「家康の遺訓」が法典として考えられる所以の性質特徴及びそれに関する他の法体系の例示検討、（第三部）「家康の遺訓」が持つ、家康から後継者へ遺言として伝えられた提言の書・典範としての性格、を順次扱う旨示される。⁽²⁹⁾

第一部冒頭での註記をまずそのまま引用したい。「法体系とは、国民の生活のために形成されたものであり、あらゆる法体系は、国民の過去の生活に関して我々に多くを語ってくれる。なぜなら、法は人工的創造物ではなく自然的な所産であるからである。」⁽³⁰⁾

そのうえで家族制度が当時の日本での生活の根幹であるとして紹介され、日本の家族は永続性を有する団体であると断じたうえで古代ローマの家族制度との比較検討が展開される。そして日本での一家の長が古代ローマの家長（Paterfamilias）と、ほぼあらゆる点において同じ程度に強大な権力を家族構成員及び子供の所有物に対して有していたとする。続いて類似点として慣習による権限の拘束、権限の裏打ちとして存在する家構成員の行状への責任負担が指摘される。さらに日本の家が自然的ではなく人工的であると述べ、古代ローマと比較しつつ家構成員の加入と脱退に考察が及ぶ。養子が日本においては家の永続性を追求するために行われること、反面ローマにおいては養子が単に家の拡大を求めて行われるに過ぎないこと、日本では養子の男子と実子の女子との結婚をローマとは異なり許したこと、日本では年少者も家の存続のために必要であれば養子を取り得ることが指摘される。そして、養子の目的として宗教的なものと封建制由来のものが重要であり、まず日本では祖先祭祀の永続性を確保するために養子をとること、第二の理由は封建制との関連で後述すると述べる。次いで日本の家の人工的性格を示すものとし

て“Kan-do”（勘当）の慣行に触れ、これをローマにおける“emancipatio”（家父権免除⁽³¹⁾）と比較する。後者が家息子に家父長權からの自由を与えたのに対しても前者は矯正不能な悪癖を有する息子の放逐であったとする。婚姻については、日本での婚姻が実家による新婦の婚家の引渡しであったと捉え、男子一六歳女子一三歳の婚姻適齢、婚姻による新婦の新郎への完全な権力服従等が説明される。次いで、祖先が共通であると信ずる複数の家の連合体として、日本に五〇あまりの、ギリシャ・ローマのそれに比肩しうる氏族が存在し、その中でもとりわけ源平藤橘が名高かつたとする。各氏の特徴を日本史上の將軍・武将に触れつつ述べた上で、このような氏族を擁する日本社会の状況が紀元前一〇〇〇年から紀元後五〇〇年のイタリア、ギリシャのそれに、家が文明の単位をなしている点で類似するという。⁽³²⁾

次いで議論は封建制（feudalism）の比較考察に移る。⁽³³⁾ ヨーロッパでは一一世紀頃に至るまで起こらなかつた同制度が、日本では家康の時代に精妙に組み立てられていたこと、それはヨーロッパで見られる教会と皇帝の分立という修正要素がなかつたためであるとされる。グリグズビーは日本の封建制を將軍と約三六〇名の大名、さらにその家臣の受封・再受封関係と略述する〔旗本・御家人への言及はない〕。そのうえで軍事奉仕と受封関係の対価性等の特質が語られるが、特に受封関係を維持するための家の存続の必要性、家存続のための養子制度利用が強調される。併せて、養子の第一の目的はあくまでも宗教的理由、すなわち祖先祭祀の担当者維持であると確認する。さらに大名・家臣の城内居住と農工商身分の“jōka”（城下）居住に言及した上で、これら諸身分の居住関係が〔共和政ローマの〕初期ラティウム都市共同体における血統貴族（patricians）と平民（plebeians）との居住関係、すなわち丘（arx）とその麓でのそれぞれの住み分けに類似すると指摘する。その一例としてローマでの平民がカピトリーヌスの丘（“Capitoline Hill”）の麓にある“Subura（スブーラの谷—地名）”に居住していたことを挙げる。

比較検討は西欧における王の直臣 (barons) とその家臣、一般領民の居住関係に及ぶ。個々の大名家は相互に独立性・自足性が高く、それは古代ギリシャの都市国家が実現しようとして果たせないほどであったという。「農工商の」三身分はそれぞれの大名領内に必ず存在するものであり、その成員は原則固定していたとする。しかし、日本においてカースト制は全く存在しなかつたと断言し、各階層間に宗教の差はなかつたとする。⁽³⁵⁾ さらに古代エジプトの状況と当時の日本の状況が同じであり、旧慣に可能な限り留まろうとする傾向が見られるとする。

第二部では、家制度を基礎として封建制を構築した社会という上記の社会状況を前提として、「家康の遺訓」の法典としての性質特徴を検討している。「家康の遺訓」は近代的な法典が通常備えるべき内容を欠き、逆に重要な点を強調しているとする。しかし、古代ギリシャのソロンやリュクルゴスの立法、古代ローマの十二表法、モーゼの律法、初期チュートン法典にきわめて類似しているという。

「家康の遺訓」は、全部で一〇〇章からなり、それら相互に論理的関係はない。一六章は道德律とその考察、五五章は政治及び統治関連、二二章は法的事項、七章は家康自身の個人史における逸話を扱う。「家康の遺訓」と他の古代法典との類似点には三点があり、第一点は法と道徳の未分離である。立法者の職分として道徳訓戒があり、そのため制定された一六章の道徳律には賢人としての孔孟の影響が見いだせるという。第二点は「近代法では通常備えるべき」実体的法規定の欠如である。他の大名領とは相互に没交渉な関係にある各大名領では、合意ではなく慣習で生活が統べられており、土地が唯一重要な財産であり、意思が介在する余地はなかつたと断言する。それゆえ、契約法や所有権法、遺言法、商法や海商法のような近代法の主要部分は規定されていなかつたという。そして古代法典と類似する特徴として刑法規定、土地所有規定、個々人の身分・階層に関する諸々の規定の重視が挙げられている。第三点として私的復讐及び不法行為に対する個人的自力救済の許容規定が挙げられる。これは政府権

力の相対的弱体に由来するもので、その父あるいは主君を傷つけられた者には所定の期間内に相当の告知をなした上で自ら仇討ちが許される。この規定にはモーゼの律法における血讐規定が類似のものとして挙げられる。また、身分における帯刀の意義など、身分間の相違を強調していることも類似点として追加される。その反面、これら古代の諸法典との相違点として強調されるのは「家康の遺訓」の法典としての秘匿性である。他の諸法典が公開を前提とするのに対し、「家康の遺訓」は御老中のみが参照可能であり、公開は禁止されている。これをグリゲズビーは不可解なものと考えるが、アーリア民族の法典(編纂以前の時代、最初期ギリシャ・ローマにおける法知識の貴族による独占時代と身分闘争による立法の実現を法典の秘匿性に関する類似の先例として引用比較する。⁽³⁶⁾ ただし、当時の日本において読み書きの術が知られており、また「家康の遺訓」が文書記録のかたちをとっていることが比較対象との大きな相違であるとする。続けて、当時の社会における慣習の絶対的支配が言及される。その中で役人が果たす役割は、家康によれば統治のあり方を反映するというもので、イギリスの判事が理論的に果たすべき役割——すなわち法を作るのではなく解釈すること——に類似しているという。そこでは旧慣への追加は役人を通じた漸次の浸透というかたちをとる。役人のみが、それらが新しいものであることを知つており、多数の人間にとつては、彼らが常に遵守してきた慣習への微細な変更に過ぎない。家康のみが法の伝達者であつて形成者でないと主張できる。そして彼の事業は編纂であつて創造ではない、旧慣からの選択であつて新法の連なりではないとする。

第三部では「家康の遺訓」の独創性が検討される。まず、「家康の遺訓」が(従来の慣習を集成したかたちをとり)独創性をうたう法典には見えなかつたとしても、家康が打ち立てた将軍体制自体が従来にはない独創性を有する支配体制であったこと、そして「家康の遺訓」が、その家康の手で自らの後継者たちに対して示された将軍体制下支配の要諦、訓言であることにグリゲズビーはその独創性を見いだす。そのうえで、同体制の主な原理として

(二) 天皇及びその近縁者への崇敬を失わなかたちでの天皇制との共存、(二) 劣位者への過酷な支配の回避と礼節・仁慈ある態度（グリグズビーはアリストテレースの『政治学』での訓言に近いものといい、家康の人間本質と治世術とに対する理解を称揚する）、(三) 下位大名に対する頻繁な国替え（表向きは大名による失政を回避するためであつたが、実際は将軍権力を脅かす存在の交流を未然に防ぐためにある。ウイリアム征服王の治世とグリグズビーは比較検討する）を挙げる。そして、家康による国家統一と将軍体制樹立を、ローマにおけるアウグストウスの元首政樹立と内乱収束になぞらえる。これら統治の訓言を後継者に示したものが「家康の遺訓」であるとする。これら封建制と将軍支配が複合した体制下で統治者にとって至高の重要性を持つていた家康の知恵も、数年前の政治的激動を経て歴史家の興味をひくにすぎなくなつたとしてしめくくる。

以上が「遺訓」のあらましである。一見して見いだせる特徴として三点しめせば、(一)「家康の遺訓」の英訳をLowderの翻訳であると断ることを例外として、史料・先行研究への断りを欠いていること、(二)長期にわたる支配体制を打ち立てた家康の功業に対して一定の尊敬を示す筆致で、決して西欧文化圏の視点から極東の政治体制を切り捨てるような視点は設定していないこと、(三)ギリシャ・ローマの西洋古典世界はもとより、エジプトや古代チュートン族の社会、封建時代のイギリスなど、広く歴史の先例に江戸社会・国家及び「家康の遺訓」との類似例を見いだそうとしていることが挙げられる。特に第三点については、グラスゴー大学でギリシャ語・ラテン語・ヘブライ語を学んだグリグズビーならではの該博な知識の披露であったかと考える。

次いで、若干の推測も交えることになるが、「遺訓」の内容とその成立事情について考えてみたい。この論考では、頻繁に古代ローマ法への言及と比較検討がなされる。またその第一部では、まず「法は過去の国民生活の自然的所産である」というテーマが、出典を示さないながらはつきりと打ち出されている。⁽³⁷⁾ 次いで「祖先祭祀を続ける

ための家と、その存続のための養子制度活用」という議論もなされる。第一部では「仇討ちの許容」という規定が紹介される。そして、祖先祭祀や仇討ちは、グリグズビーの教えた穂積陳重が後に扱ったテーマである。⁽³⁸⁾また、穂積陳重が西欧法の基底としてのローマ法に対する深い関心を、春木一郎らローマ法の専門研究者が育つたあとになつても抱き続けていたことは、大正天皇への進講や彼の著作の随所に見られる言及から明らかである。⁽³⁹⁾これらから、グリグズビーがこの論考を準備するにあたって、各藩からの貢進生として彼のもとに集い、士分に属する学生たちをインフォーマントとして活用し、江戸社会と幕府・藩支配に関する情報収集と議論を行つた可能性は否定できないだろう。そして彼らの中に、後に日本の学術体制・法学を担い国家の枢要にいたつた穂積陳重がいた。勿論、穂積陳重の主要な學問形成は渡英後になされるわけであるが、その最初期の方向付けは、彼にとつて最初の西洋文化の体現者であるグリグズビーによつてなされた可能性があると筆者は推測する。

エピローグ——離日後のグリグズビー

一八七八年の離日後、グリグズビーは一八八〇年にロンドン大学で博士号を授与される⁽⁴⁰⁾。また、法曹修習を再開しており、その結果一八八一年に法廷弁護士資格を付与される⁽⁴¹⁾。実務法曹としての活動の傍らで、一八八四年『衡平法字註釈 (Commentaries on Equity Jurisprudence)』の改訂版を出版し、一八九五年トルコのイスラム系住民に適用される民事法である『メジエッレ (medjelle)』を英訳するなど、学術的な活動の記録がのこされている。⁽⁴²⁾また、ロンドン州議会 (London County Council) 議員として一八八九ー一八九三年の間在職すること⁽⁴³⁾で地方政治家として活躍したり、インドの大学に職を求めるようとして果たせなかつたなど興味深い側面も見られる。しかし、これらに対する原史料に基づく検討は筆者にとって今後の課題である。ただ、キプロスの判事として在職中の一八九

九年八月二一日に、五二歳で急死するまで英國文化圏外に対する関心が終生持続していたことはおそらく指摘できるだろう。他方で、周知のように穂積陳重は渡英後、日本の法学及び国政に重要な役割を果たすが、筆者は穂積陳重のグリグズビーに対する言及を未だ見いだせず、両者の交錯点を確認できていない。実際、穂積陳重が離日後のグリグズビーに対してどのような考證を抱いていたかは重要な論点であり、彼にとって最初期の西洋文化体現者であるグリグズビーに対して何故かくも論及が少ないのかという理由も含めて今後の探求が更に必要である。

※なお、本稿はオックスフォード大学セント・キャサリンズ・コレッジにて開催の第六六回国際古代法史学会(SIHDA, Société Internationale Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité 分科会)で110-111年九月二一日に行つた口頭発表(表題“*The Reception of Roman Law Education in Japan - on the First Lecture on the Roman Law at the Tokyo Kaisei-Gakko in 1874*”をもとにし、)に於けるグリグズビーのグラスゴー大学での履修記録などを加えて加除修整したものである。また、同年一〇月六日京都大学大学院法学研究科で開催されたアスコナ会〔法思想史研究会〕でも、「日本近現代政治のなかのローマ法学者」と題して本稿の内容に関わる話題提供を行つた。これら二回の集まりで参加者から戴いた有益な質問と助言に感謝申し上げる。イギリス法の内容及び一九世紀後半イギリスの法曹制度について関西学院大学法学部教授深尾裕造先生に教示を戴いた。また、個別にお名前を申し上げるのは差し控えるが、初步的な点を含めた英文・和文の文書解説及び一九世紀イギリス法曹制度の背景知識につき本学教員・大学院生の皆さんに様々な助言を戴いた。もちろん、文責は全て筆者が負うものであるが、これらの篤い助力に心から感謝申し上げる。本稿は平成二十四年度科学研究費基盤研究(B)「学部課程法学教育の社会的機能と指導理念に関する法史学的・法理論的総合研究」(課題番号23333032)による支援を受けて

得られた成果の一端である。記して謝意を明かにした。I would like to show my sincere gratitude to the University of Glasgow Archive Services, especially for the generous help of the archivists in charge, Ms. Clare Paterson and Ms. Jeniffer Turner. I also thank Ms. Celia Pilkington, an archivist at the Inner Temple for offering the images of Grigsby's record.

(一) 本稿では、以下の略号を用いる（表記は適宜新字に改めた）。なお、拙著文献目録で示した略号を流用した。

(和文のみ)

拙著=林智良「共和政末期ローマの法学者と社会——変容と活動の世紀」（法律文化社、一九九七年）、青木「穂積」=青木人志「穂積陳重とサー・ジエームス・フレーキー——タブー論を素材として」（『橋論叢』、一二五・一（一九九六））、渋沢記念「法学者・穂積陳重」=編集・発行公益財団法人渋沢栄一記念財団渋沢資料館「法学者・穂積陳重と妻・歌子の物語——渋沢栄一のひ孫・穂積重行氏オーラルヒストリーかみ」（同財団発行、二〇一一年）、長尾「法思想史」=長尾龍一「日本法思想史研究」（創文社、一九八一年）、年報（一八七四—一八七六）=「東京開成学校年報」自第一至第四（明治七年至明治九年）（国立公文書館デジタルアーカイブ (<http://www.digitalarchives.go.jp/>) 本館-2A-035-05・記01537100）、原田「発達」=原田慶吉「我が国に於ける外国法史學の発達」（東京帝国大学「東京帝国大学學術大観」法学部 経済学部）（非売品、一九四一年）、深尾「法曹制度」=深尾裕造「一九世紀後半イングランド法曹制度の展開とその帰結——セルボーン卿総合法科學校設立法案に関連して」（法と政治・五五・三（一〇〇四））編集委員会「法 学部百年史」=東京大学百年史法 学部編集委員会編「東京大学百年史」部局史 一 法 学 部（東京大学出版会、一九八五年）、穂積『遺文集』=穂積陳重「穂積陳重遺文集全四冊」（岩波書店、一九三一—一九三四年）、穂積『祖先祭祀』=穂積陳重『祖先祭祀と日本法律』（有斐閣、一九二一年）、穂積『復讐』=穂積陳重「復讐」と法律（岩波文庫、一九八一年）、穂積重行『出發』=穂積重行「明治」法学者の出發——穂積陳重をめぐる（岩波書店、一九八八年）、矢田「ローマ法教育」=矢田一男「明治時代のローマ法教育（一）（2）」（法学新報・四四・一一・四（一九二四））

（英文のみ）

Brother Anthony's Page=<http://hompi.sogang.ac.kr/anthony/GrigsbyFamilyTree.htm>

Calendar (1876) = “The Calendar of the Tokio Kaisei-Gakko or Imperial University of Tokio. For the Year 1876 (Published by the Director. 1876) 「東京開成学校年報概文」 (<http://www.jacar.go.jp/english/index.html> Ref. “-2A-009-00・べ01192100”) 国立公文書館アジア歴史資料センター)

Foster (1885)= Joseph Foster, *Men-at-the-bar: a biographical hand-list of the members of the various Inns of Court, including Her Majesty's judges, etc.* (London, 1885)

Grigsby (1875)= W. E. Grigsby, “*The Legacy of Iyeyasu*,” *Transactions of The Asiatic Society of Japan Vol. 3 Part 2* (1875), 118-125

Hozumi, AJL=Nobushige Hozumi, *Ancestor-worship and Japanese law* (Tokyo, 1913)

Lowder (1902)= Tr. by John Frederic Lowder, *The Legacy of Iyeyas, (Deified as Gongensama.) A Posthumous Manuscript in One Hundred Chapters. Translated from Three Collated Copies of the Original* (Tokyo, 1902)

Wada (2004)= Keiko Wada, “From O-yatoi Gaikokujin in the Meiji Era to the American Law Programme of Summer 2004”, ICCLP Annual Report 2004 (2004), 55-69 (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/ibc/en/publications/annual.html>)

- (2) グリグズビーのカタカナ表記については多様なものが見られるが、本稿では標準重行『出発』一四四頁他の読みに従つ。
- (3) 矢田「ローマ法教育」四一二頁
- (4) 原田「発達」一九四頁
- (5) なお、前記国際古代法史学会（オックスフォード大学セント・キャサリンス・コレッジ）での発表時質疑応答において、「江戸時代以前においてローマ法教育は行われなかつたのか」という旨の質問が参加者より發せられた。その場では「岡山県津山市所在の津山洋学資料館における展示物を簡単に紹介した上で）鎖国下、出島での日蘭学術交流は医学をはじめとする自然科学を対象とした分野のみについて行われたと推測される。国家体制・権力と関連する法の知識については、単に百科事典の一頁的に話題に入れられたりとはあっても、体系的な講義を行つたりとは困難であつたと考える」旨の解答を行つた。鎖国以前の日蘭交流を視野に入れても、やさしあたりこの見通しを堅持して差し支えないと筆者は考える。念のため、「ローマ法教育」を「高等教育機関における制度化された講義」という狭い意味に解したい。なお、津山洋学

資料館ホームページの URL は次の通り (11〇一二年九月一五日内容確認)。 <http://www.tsuyama-yougaku.jp/>

(6) Grigsby (1875), 118-125

(7) オックスフォード大学およびインナー・テンプルでの学修、なかでもとりわけローマ法學に関するもの、~~ヨルヒ~~（離田後のいとになるが）ロハムン大学で取得した法学博士論文の内容などに検討が及ばなかった。これらは後日補完したい。

(8) Foster (1881), p. 191 同書は、出版時の英米の法曹に関する個人データを収録したもので、グリグズビーの個人史をたどる上で参考になる。他にも、彼が学んだ各大学やインナー・テンプル (Inner Temple) のオンライン・データベース (<http://www.innertemparchive.org.uk/detail.asp?id=16677>) 11〇一二年九月九日内容確認) 等も手助けになった。そして、グリグズビーの属するグリグズビー家の歴史及びグリグズビー自身の足跡について、イングランド出身で在韓の文學研究者・修道士である Brother Anthony of Taizé 師のホームページ (Brother Anthony's Page) とも導かれた。このホームページは、日本に滞在経験もある詩人 Joan Grigsby (1891-1937) の配偶者 Arthur Thomas Savell Grigsby (1886-1947) の父親にグリグズビーがあたるため、師が家族の歴史的沿革として探求掲載したのがある (11〇一二年九月八日内容確認)。

(9) インナー・テンブル入会申請書の画像を同法曹院から戴いた。誓約書箇所および「名の法廷弁護士会員による人物保証裏書あからなるもので、その本文を以下に掲げる。手書き人物保証部分は判読困難であったため内容を推測」、判読不能部分をアステリスクで示した（筆者が施した下線部のみ手書き、他是印刷定型文）。定型文箇所は、一八五二年の規則にのっとり定められた法曹院統一入会申請書の書式にならってある。その書式が有する意義と定型文の翻訳につき、まず深尾「法曹制度」三四一三五頁を参照。

I, William Ebenezer Grigsby of Balliol College Oxford aged 26 the second son of David Grigsby of Kenham in the County of Essex Independent Minister (add father's profession, if any, and the condition in life and occupation, if any, of the Applicant) DO HEREBY DECLARE, that I am desirous of being admitted a Member of the HONOURABLE SOCIETY of the INNER TEMPLE for the purpose of keeping terms for the Bar; and that I will not, either directly or indirectly, apply for or take out any Certificate to practice, directly or indirectly, as a Special Pleader or Conveyancer, or Draftsman in Equity, without the special permission of the Masters of the Bench of the said Society.

W. E. Grigsby の学識と教育活動

AND I DO HEREBY FURTHER DECLARE, that I am not an Attorney-at-Law, Solicitor, a Writer to the Signet, a Writer of the Scotch Courts, a Proctor, a Notary Public, a Clerk in Chancery, a Parliamentary Agent, an Agent in any Court, original or appellate, a Clerk to any Justice of the Peace; nor do I act, directly or indirectly, in any such capacity, or in the capacity of Clerk of or to any of the persons above described, or as Clerk of or to any Officer in any Court of Law or Equity.

Dated this 22nd day of November 1873.

(Signature) William E. Grigsby

WE, the undersigned, do hereby certify that we believe the above-named William Ebenezer Grigsby to be a gentleman of respectability, and a proper person to be admitted a Member of the said Society.

a Barrister of XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

James Bryre
a Barrister of Lincoln's Inn

(10) 記述は、引^レめ続^ルるFoster(1881), p. 191 による。

(11) 筆者が閲覧した東京大学総合図書館所蔵文書「東京大学傭外国人教師・講師履歴書収録一覧」一四頁に、「明治七年ダブリュー、イー、グリグスピー」の見出しでグリグスピーのデータが記載されてゐる。以下に転記する(原文手書きも以下、一部新字に改めたほか表記を変更した。他の文書引用に際しては同様である)。「英國人(明治七年)〔改行〕ダブリュー、イー、グリグスピー〔改行〕W. E. Grigsby, 〔改行〕明治七年五月六日ヨリ同九年五月五日迄二十四ヶ月間ノ期限ヲ以テ〔改行〕拓傭〔改行〕東京開成學校英國公法及英國法律教師〔改行〕授業時數一日六時間内〔改行〕月俸日本金貨四百圓〔改行〕旅費來帰航共各六百五十圓〔改行〕明治九年五月六日ヨリ同七月三十一日迄傭継続〔改行〕同年八月一日ヨリ同十一年七月三十一日迄二ヶ年間月俸日本通貨〔改行〕金三百五十円、授業時數一日四時間内ト定メ傭継続〔改行〕同十一年七月一日満期前解任帰國〔改行〕解任ニ臨ム在職中ノ功勞ヲ賞シ紫銅製花瓶一封を贈貽ス」まだ、グリグスピーの徵募にあたつて「東京開成學校法學教授英人ダブリューイー、グリグスピー來着届」と題する文書が国立公文書館に蔵されているので、以下にこの本文を掲げる(請求番号 本館2A-009-00・E01192100 件名番号12)。「英國へ御注文相成候東京開成〔改行〕學校法學教授來着之儀御届〔改行〕東京開成學校法學教授一名英國ニ於〔改行〕テ雇入候儀昨六月中御許可相成同國〔改行〕在留公使ヘ注文申遣候處同国人ダブ〔改行〕リューイー、グリグスピート申者学力

〔改行〕人物適任之者ニ付一ヶ月金四百圓之〔改行〕給料ニテ到着之日ヨリ向フ式ヶ年間〔改行〕之期限ヲ以テ雇入結約候処去ル六日〔改行〕同人到着致候ニ付同日ヨリ向フ式ヶ〔改行〕年間相雇候條此段御届申候也〔改行〕明治七年五月八日 文部卿木戸孝允〔改行〕太政大臣三條實美殿 また「東京開成学校教授英人ダブリュ、イー、グリグスピーエ雇継届」と題する明治九年五月十七日付文部大丞九鬼隆一より太政大臣三條実義宛の文書も国立公文書館に収蔵されており、明治九年五月六日より同年七月三十一日迄同額の月給金四百圓を以て雇用継続する旨の届が記されている（国立公文書館デジタルアーカイブにてオンライン閲覧。（請求番号）本館-ZA-009-00・E01768100-11〇一三年九月二五日確認）。

(12) 例えは、一八六三一六年版の冊子扉には、「University of Glasgow. *Class Catalogues. Session 1863-64.* George Richardson, Printers to the University」の記載があり、他の年度も年度の記載以外は共通である。

(13) 彼が(い)いへじていたイングランド法廷弁護士職とそれを取り巻く社会状況につき、まず深尾「法曹制度」を参照。同論文には、一九世紀後半の法廷弁護士制度がはらんでいた問題点、法廷弁護士が有するべきとされた名望(Respectability)、学識、~~やう~~にはイングランド法曹関係の訳語に至るまで導かれた。本稿第三章であつかうように、グリグスピーが古典古代の学殖豊かな比較史的考察を展開したのも、彼が法廷弁護士修習者の中でもとりわけ優秀であり、学識豊かなジェントルマン像を自ら体現していたからと筆者は考える。

(14) 本稿註(11)所掲の「東京開成学校法学教授英人ダブリューアー、グリグスピーエ來着届」による。

(15) 穂積重行『出發』二六二頁に、穂積陳重が東京帝国大学教授に初めて着任したときに受けた俸給（月額一〇〇円）と、当時の一般労働者の収入との格差に関する考察があつたのでこれを参考とした。貨幣価値の変動もあるが、グリグスピーの俸給は穂積陳重のそれの四倍になる。

(16) Calendar (1876), p. 39 なお、創設期の東京開成学校の状況について、まず編集委員会『百年史』三十一五頁を参照した。

(17) Calendar (1876), pp. 83-89 Allinは「憲法 (Constitutional Law)」のみ出題している。

(18) 初年度の学生であった穂積陳重の証言によれば、同期の学生は、「鳩山和夫、小村壽太郎、齊藤修一郎、菊池武夫、岡村輝彦、向坂児、中山寛六郎、野村鉄吉及び穂積陳重」の九名であったという（穂積『遺文集』第四冊八五頁）。各年度の「ローマ法」科目受講生の推測、彼らの留学状況（受入機関・期間）、その後の軌跡などについては割愛する。但し、穂積陳重の法学にグリグスピーの教育が与えた影響の可能性については、特に以下で検討する。

(19) 東京大学総合図書館所蔵の同誌第一七十四号⁸。

(20) Calender (1876), p. 85 f.

1. What is meant by Fidei-commissa? To what are they analogous in English law?
2. Translate and explain: (1) "Legari autem illis solis poterit, cum quibus testamenti factio est." (2) "Falsa demonstratione legatum non perimi."
- (3) "Quantitas autem patrimonii ad quam ratio legis Falcidiae redigitur mortis tempore spectatur."
3. What is meant by an impossible condition? What is the effect of it (1) in a Legacy, (2) in an Obligation?
4. Trace the gradual steps by which a mother was allowed to succeed to the property of her children?
5. What was the contract "verbis"? To what kind of contract does it correspond in English law?
6. Give the chief incidents of contract of sale.
7. Enumerate the obligations Quasi ex contractu, and show what is meant by the term.
8. Explain and comment on the phrase "Praetor non facit hereditem."

なお、別科田「衡平法」の出題に由るローマ法の比較が言及され、(Calender (1876), p. 83)。

(21) なお、一一世紀初頭のローマ法研究者として、筆者に可能な範囲でクリグズリーの出題意図を忖度しておめたい。問(一) りれば文字通り遺贈 (legatum) を緩和する終意死因の財産处分行為としての信託遺贈を説明するよう求めるのである。法文では 1, 2, 23-24 が対応する。原田『ローマ法』三六六—三七四頁を参照。なお、イギリス法では信託 (trust, use) の制度への言及検討を求めるものである。(問(一)) さて、1, 2, 20, 24 は同一の規定である。原田『ローマ法』三六三頁を参照。(1) さて、1, 2, 20, 30 冒頭部に同一の法準則への言及があり、その後法文で遺贈を無効としない、錯謬の具体例が展開される。(1) さて、遺贈による遺贈者の財産処分範囲をその四分の三以内に制限したファルキディウス法 (lex Falcidia) の算定基準を定めたもので、1, 2, 22, 2 冒頭に同一の規定がある。(問(二)) 不能条件が債務関係を無効とし、遺贈によっては、あたかもその不能条件が存在しなかったように扱われ、遺贈自体が有効となる旨を問うものと考えられる。法文 1, 2, 20, 36 及び船田『ローマ法』第一卷「五八—五九頁を参照。(問(三)) は、原田『ローマ法』三三一—三三五頁の説明やタルトゥラースム元老院議決 (Senatusconsultum Tertullianum) 及びユ帝法による相続権拡

大の二段階、すなわち有子の権（ius liberorum）を持つ母に限つて認められた血族相当から宗族相当への相続権拡大、さらには尊属のみが相続人である場合で且つ親等が等しい場合の父方尊属・母方尊属均分相続の達成（い）では母が有子の権を持つという条件は撤廃される）を主に述べるよう求めたものか。法文では同元老院議決を標題とする I. 3. 3 で展開される十二表法からユ帝法までの変遷が対応するであろう。（問五）I. 3. 15 で定められる「言葉による」債務の内容、すなわち問答契約に関する説明を求めたものと考えられる。イギリス法における類似概念として、捺印証書契約（covenant）の説明を求めたものであろう。（問六）売買契約に伴う、主たる義務ではなく付隨義務の説明を求めたものであろう。すなわち、売買の目的物が奴隸である場合に、これが引渡しまで逃亡しないよう監護する義務（I. 3. 23, 3）を説明すれば良いであろう。（問七）契約に類似しながら、当事者間の合意（convenitio）を欠く債務発生原因、すなわち事務管理（I. 3. 27, 1）、後見人の負う債務（I. 3. 27, 2）等ユ帝『法学提要』第三卷第一七章の扱う諸事例の説明を求めるものであろう。（問八）相続人は在來の市民法体系によつて定められ変更がかなわず、法務官は、遺産占有付与者（bonorum possessor）を定める」とができるにすぎない旨の説明を求めるものであろう。酷似する内容の法文は I. 3. 9, 2 に見られる。船田『ローマ法』第四卷二六三二一六五、二六七頁を参照。ユ帝『法学提要』の関連箇所を逐次引用する」とは紙幅の都合上避けたが、邦訳として末松謙澄譯竝註解『エスキニニアースス帝欽定羅馬法學提要（訂正増補四版）』（帝國學士院、一九二四年）が既にあるほか、英独仏他の近代語訳が存在する。

(2) 受講生のうち、誰に洋学の素養があつたかは今後の検討課題である。穂積重行『出發』一一三頁によれば、穂積陳重の上京前の知的素養は漢学を主とするものであった。

(23) 編集委員会『法学部百年史』一〇頁による。英文では“What is meant by the statement that ‘the progress of society is from status to contract?’”である。同設問の原典は未見。いの問題が有する意義について検討した穂積重行『出發』八七、一一三一一四、一一六頁を参照。

(24) 穂積重行『出發』一四三頁による。同書の引く原文は “He has also a fair elementary knowledge of Latin.” である。

(25) 穂積重行『出發』一四四頁。同書の引く原文は “Roman Law - The Institutes of Justinian Book 1 to 3.” である。

(26) Grigsby (1875, 118 同団体の日本語表記は、そのホームページ (<http://www.asiaplan.org/web.php>) に示されている現行名称を用いた。なお、いのホームページによれば同団体は一八七一年に創建された、主としてイギリス人、アメリカ

人からなる日本在住外国人による、日本理解を目的とした学術団体である。活動として月例会の開催と年刊の「日本アジア協会会報」発行を行つてゐるとのことである。グリグズビーの講義はその最初期に属するものであるべ。

- (27) Grigsby (1875), 118 には講演前年（一八七四年にあたる）はじめに“Mr. Lowder”が公刊した翻訳を用いたところのみ記されてゐるが、著者名と内容を考慮するに、後年公刊された文献 (Lowder (1902)) の原版を参照したのと推測される。Lowder はイギリス人外交官であり、同文献翻訳者の箇所には “Esq., Barrister-At-Law, Legal Advisor to the Board of Revenue and the Customs in Japan” と云ふ肩書きが併記されてゐる。一八七四年一月のものとして採録された同書の序文によれば、この翻訳は一八六七年に Japan Times 誌のコラムとして連載されたもので、“Fukuchi Ichwan”なる日本人学者の助力を得た成果である (Lowder (1902), I-VII)。この序文では、武将の興亡について概観はされてゐるので、徳川幕府体制の社会・経済史的分析をはじめ、グリグズビーが本講演で展開していくような比較考察はなされてゐない。これは、グリグズビーが（おそらくは周辺の協力も得て）なした独自の論考であると言える。
- (28) Grigsby (1875), 118, n. 1
- (29) Grigsby (1875), 118 f.
- (30) “Every legal system tells us much of the past life of the nation for which it was framed, since laws are a natural product and not an artificial creation.” (Grigsby (1875), 119, n. 2)
- (31) 家父権免除のやく處田『ローマ法』[1]丸[1]丸[1]頭をせよ参考。
- (32) グリグズビーが “Kan-do” の併記や “Kiu-ri” の語義は推測確定でやむなかつた。Grigsby (1875), 120.
- (33) Grigsby (1875), 120.
- (34) Grigsby (1875), 121 f.
- (35) Grigsby (1875), 122 被差別身分への言及が全くないところ等はグリグズビーの觀察の顯著な限界であるべ。
- (36) 初期ローマ法について言えど、リーウィウス等の伝える身分闘争と十二表法制定、セクストゥス・ポンボニウス・ティベリウス・コルンカーニウス・トリコンカニウスの法学公開授業と共に統へ法知識公開等が念頭に置かれてゐるのみの推測である。
- (37) いのち一セイは、メイハ Sir Henry Sumner Maine & オハイリー Friedrich Carl von Savigny を眺めせる。試験問題に現

れた、歴史学派による穂積陳重への法思想史的影響の可能性はすでに穂積重行『出發』二二二六頁において指摘されている。「遺訓」(Grigsby 1875, 118, n.1) の記述により、グリグズビーの考え方がさらに明確となつたと思量する。穂積陳重に対するメインの影響と意義については、本稿註(23)及び穂積陳重『遺文集』第一冊一八一—二三頁をまず参照。

(38) もちろん、穂積陳重の法学像について本格的に考える」とは、本稿の考察範囲を超えるものであり、また現在の筆者の力量としても今後の課題とする他ない。穂積陳重に多数の著作があり、またその同一の書目にも複数の版が存在する中で、以下のものを挙げることにめた。穂積『祖先祭祀』、穂積『復讐』、Hozumi, A.J.L.として、法思想史的・法学的に穂積陳重の業績を研究した作品もさわめて数多いが、その中で、長尾『法思想史』五四—七九頁においては法思想史的な穂積法律進化論・法人類学の位置づけ、青木『穂積』六一—一八六頁においては、比較法文化論の鼻祖として穂積陳重を捉える提言とフレーザー人類学と穂積タブー論との比較検討、ならばには穂積陳重におけるタブー論の選択的繼受について貴重な指摘がなされている。本稿においても「これらの先行研究に導かれた。穂積陳重の主要経歴につき渋沢記念「法学者・穂積陳重」所収の年表を参照。

(39) 穂積『遺文集』第一冊一八一四〇頁、同第二冊九〇—一九九頁、同第三冊六七六—六七九頁、同第四冊三一一七頁。
(40) インナー・テンプルより、グリグズビーが一二期の開廷期において会食をはなし、正式に法廷弁護士資格を付与された旨を証する書状（全文手書）の画像提供を戴いたので、以下に原文と試訳を掲げる。

Inner Temple

Hilary Term 1881

Mr. William Ebenezer Grigsby (Aged 34) (Holder of a certificate of Honour 2nd Class Trinity 1880, 1st class Studentship Hilary 1874, awarded by the Council of Legal Education, and Barstow Law Scholar 1879) of Balliol College, Oxford B. C. L. and London L. L. D., the second son of David Grigsby of Kenham, Essex, Independent Minister. Admitted of the House the 22nd day of November 1873, came into Commons in Michaelmas Term in the same year, and has kept 12 Terms.

As witness my hand

W. Walthare

* * * * *

インナー・テンプル御中

一八八一年ヒラリ開廷期

ウイリアム・エベネザー・グリグズビー氏（三十四歳）（一八八〇年トリニティ開廷期名譽証書第二級保持者、一八七四年ヒラリ開廷期に法学教育評議会より第一級奨学生授与、一八七九年バーストウ法学生）はオックスフォード大学ベリオール・コレッジ法學士号、ロンドン大学法學博士号保持者であり、エセックス州ケンハム在住の独立派教会牧師デーヴィッド・グリグズビーの次男である。彼は一八七三年一一月二二日に当院への加入を認められ、同年のミケルマス開廷期に会食参加を始め、以来一二期の会食を果たした。

証拠として手記す

副財務役

W・ウォルセア

（左下）〇字程度書込判読不能）

（原文・邦訳以上）

（41） ウィリアム・Foster (1881), p. 191 及び本稿註(40)を参照。

（42） Joseph Story, *Commentaries on Equity Jurisprudence* 2nd English ed. by W. E. Grigsby (London, 1884); *The Medjeleke or Ottoman civil law*. Translated into English by W. E. Grigsby (London, 1895)

（43） Foster (1885), p. 191 離日後の地方政治家としての経歴に関する記述は、あくまで “London Wiki” の項目 “William Ebenezer Grigsby” におけるデータによるところ（二〇一三年九月一六日内容確認 URL:http://London.wikia.com/wiki/William_Ebenezer_Grigsby）。まだ、イングランドの大学に職を求めていたころの情報及び彼の死當時の状況については、Brother Anthony's Page によった。

(別表)

グリグズビーの履修内容 (グラスゴー大学学芸学部、神学部)

同大学発行にかかる毎年の要覧による

学年	科	科目名	備考
1864-65	学芸	ラテン語上級	
	学芸	倫理学	
	学芸	数学	
1865-66	学芸	ギリシャ語上級	
	学芸	論理学	
1866-67	神	神学 (divinity classes) 第1年次	
	神	物理學	
	神	数学上級	
	神	英語英文学	
1867-68	神	ペブライ語初級 (東方諸言語)	
	神	神学第2年次	以下では M. A. 称号あり
1868-69	神	神学第2・3年次	

別表以上